

ワンストップ特例制度を利用する方へ

ワンストップ特例制度を利用する方は、下記の内容をご確認いただき、必要書類一式を芝山町へご提出ください。個人番号の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合は、ワンストップ特例制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。

申請の手順

- ①申請書を記入する。
記入例をご確認いただき、記入漏れや押印忘れのないようご注意ください。
- ②必要な添付書類を用意する。
下記をご確認いただき、添付し忘れの書類がないようご注意ください。
- ③封筒に申請書と添付書類を封入して投函する。
申請書類一式は、**ふるさと納税を行った翌年の1月10日**(必着)までに郵送してください。
- ④申請書郵送後、書類の内容に変更が生じた場合(転居による住所変更など)は、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに変更届出書を提出してください。

必要な添付書類

申告特例申請書と一緒に、以下のいずれかの書類を同封してください。

パターン① マイナンバーカードの写し(両面)



マイナンバーカード

パターン② 番号通知カードの写しもしくは住民票(マイナンバーが記載されたもの)の写し

+

運転免許証、パスポートの写し
(上記が無い場合は、障害者手帳や健康保険証など本人確認を行うための書類の写し)



通知カード

【注意】下記に該当する方は、ワンストップ特例が適用されません。

- ・医療費控除の申請などのため、確定申告をした、又は住民税の申告をした
- ・6団体以上にワンストップ特例を申請した
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出をしていない

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税についての寄附金控除を受けるためには、確定申告において申告する必要があります。